

令和 4 年度

(単位：円)

札幌市水道局

令和 4 年度

(単位：円)

札幌市水道局

業者特定理由書

下記の理由により見積業者を特定する。

記

- 1 件 名 配水センター計算機ソフトほか改修業務
- 2 業 者 名 美和電気工業株式会社 北海道支社
- 3 特定理由 当該システムは、横河ソリューションサービス㈱が開発し、上記業者が代理店契約に基づき納入・調整・保守を行っており、水道局は横河ソリューションサービス㈱の利用許諾に基づき利用しているものである。
本業務には、横河ソリューションサービス㈱が保有する著作権（翻案権）によって生ずる二次的著作物創作の許諾が必要である。本業務で創作する著作権物及び著作権は横河ソリューションサービス㈱に帰属しており、これら著作権等の使用を現在、札幌地区で許諾を得ているのは、横河ソリューションサービス㈱の総合代理店である上記業者のみであることから特定するものである。
- 4 根拠規定 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

令和 4 年度

(単位：円)

札幌市水道局

業 者 特 定 理 由 書

下記の理由により業者を特定する。

記

- 1 件 名 : 上水道基本料金減額におけるスマートフォン検針システム対応
- 2 特 定 業 者 : 大崎データテック株式会社
- 3 特 定 理 由 : 本業務は基本料金減額に伴う、スマートフォン検針システム（以下「検針システム」という。）での対応、一部機能の改修を行う業務である。
検針システムは、スマートフォンを用いて水道メーターの検針を行うシステムである。
本業務を遂行する条件として、①検針システム内の、水道料金計算ロジックなど検針業務機能について十分に理解・把握していること②機能改修するプログラムを稼働中のシステムに結合する際に既存プログラムとの整合を確実に進めること、③障害発生時には業務に影響を与えず迅速・確実に対応することができる体制が確立されていることが必須である。
当該業者は、検針システムの運用保守業者であるKDDI株式会社から再委託を受け、検針業務の機能開発をしている。（KDDI株式会社は検針システムの総合的な調整、管理業務を行っている。）検針業務機能の開発者である当該業者は、上記条件全てを満たす唯一の業者である。そのため、本業務を履行できるのは、当該業者以外にない。
- 4 根 拠 規 定 : 地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号